

## 猶予の申請の手引き

### 市税の猶予制度について

市税をその納期限までに納付していない場合には、納付するまでの日数に応じて延滞金がかかるほか、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

ただし、市税を一時に納付することが困難な理由がある場合には、申請により、市税の徴収、財産の換価（売却）や差押えなどの猶予が認められる場合があります。

#### ○ 徴収の猶予

災害・病気・事業の休廃業などにより市税を一時に納付することができないと認められる場合や、本来の期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した市税を一時に納付することができない理由があると認められる場合に、申請に基づき市税の徴収が猶予されます。

#### ○ 換価の猶予

市税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合に、申請に基づき差押財産の換価（売却）が猶予されます。

### 猶予の効果

#### ○ 徴収の猶予が認められると・・・

- ① 新たな差押えや換価（売却）などの滞納処分が行われません。
- ② 既に差押えを受けている財産がある場合に、申請により差押えが解除される場合があります。
- ③ 徴収の猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

#### ○ 換価の猶予が認められると・・・

- ① 既に差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。
- ② 差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、差押えが猶予（又は差押えが解除）される場合があります。
- ③ 換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。

## 手続きの流れ

### 猶予を受けるための要件の確認

- 徴収の猶予（3ページ）  
災害・病気・事業の休廃業などにより市税を一時に納付することができないと認められる場合は、申請により徴収の猶予を受けることができます。  
また、本来の納期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した市税を一時に納付することができないと認められる場合は、その市税の納期限までに申請することにより、徴収の猶予を受けることができます。
- 換価の猶予（7ページ）  
市税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ納税に対する誠実な意思を有すると認められる場合は、猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内の申請により換価の猶予を受けることができます。

### 申請書等の作成・提出

「徴収猶予申請書」又は「換価猶予申請書」に、必要な書類を添付して提出します。

#### <申請書>

- 「徴収猶予申請書」の書き方・・・（9ページ）
- 「換価猶予申請書」の書き方・・・（13ページ）

#### <添付書類>

- 「財産収支状況書」の書き方・・・（16ページ）
- 「財産目録」の書き方・・・（21ページ）
- 「収支の明細書」の書き方・・・（26ページ）

### 提出された申請書等の審査（5ページ）

提出された申請書及び添付書類により、猶予の許可・不許可や、猶予を許可する金額・期間などの審査を行います。

なお、申請書等の記載に不備がある場合は、一定期間内に補正していただく必要があります。

### 猶予が許可された場合（5ページ）

猶予が許可された場合は、「猶予許可通知書」が送付されますので、通知書に記載された分割納付計画のとおりにおりに納付してください。

### 不許可となる場合（5ページ）

一定の場合には、猶予が許可されないことがあります。この場合には、「猶予不許可通知書」が送付されます。

### 完納

本税の全額が納付された場合は、延滞金の全部又は一部が免除されます。

### 猶予の取消し等（6ページ）

一定の場合には、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。

なお、やむを得ない事情がある場合には、分割納付計画の変更や猶予期間の延長が認められることがあります。

## I 徴収の猶予

### 1 災害等により納付困難となった場合の徴収の猶予の要件

次の①から④までに掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収の猶予を受けることができます。

- ① 次のいずれかに該当する事実（納税者の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じた事実に限ります。以下「猶予該当事実」と言います。）があること
  - (ア) 納税者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと
  - (イ) 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
  - (ウ) 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
  - (エ) 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと（※1）
  - (オ) 納税者に上記（ア）から（エ）までに類する事実があったこと（※2）
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき市税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 「徴収猶予申請書」が市役所納税課に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（※3）

※1 「事業につき著しい損失を受けた」とは、徴収の猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の1年間（以下「調査期間」と言います。）の損益計算において、その直前の1年間（以下「基準期間」と言います。）の利益の額の2分の1を超えて損失が生じていること（基準期間において損失が生じている場合には、調査期間の損失の金額が基準期間の損失の金額を超えていること）を言います。

※2 「（ア）から（エ）までに類する事実」のうち、「（エ）納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと」に類するものとは、売上の著しい現象又は経費の著しい増加によって損失が生じていることを言います。

※3 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

- ① 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が100万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情がある場合（担保については12ページ参照）

### 2 本来の期限から1年以上経過した後納付すべき市税が確定した場合の徴収の猶予の要件

次の①から④までに掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収の猶予を受けることができます。

- ① 法定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した市税（※1）があること
- ② 納税者が①の市税を一時に納付することができない理由があると認められること
- ③ やむを得ない理由があると認められる場合を除き、納税者から①の市税の納期限（※2）までに「徴収猶予申請書」が市役所納税課に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（※3）

※1 例えば、法定申告期限から1年を経過した日以後に修正申告書を提出した場合に、その修正申告書の提出によって納付すべきこととなる市税が該当します。

※2 例えば、修正申告書を提出する場合には、その提出した日が納期限となりますので、同日までに徴収の猶予申請書を提出する必要があります。

※3 担保についての取扱いは上記「1 災害等により納付困難となった場合の徴収の猶予の要件」の場合と同じです。

### 3 猶予期間

徴収猶予を受けることができる期間は、1年(※)の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、徴収の猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※ 徴収の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に市役所納税課に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

### 4 申請のための書類

徴収の猶予の申請をする場合は、次の書類を提出してください。

#### (1) 猶予の審査のために必要となる書類

猶予を受けようとする金額(※1)が <b>100万円以下</b> の場合	猶予を受けようとする金額(※1)が <b>100万円を超える</b> 場合
○ 「徴収猶予申請書」(書き方は、9ページ)	○ 「徴収猶予申請書」(書き方は、9ページ)
○ 災害等により納付困難となった場合の猶予を申請するときは、猶予該当事実があることを証する書類(※2、3)	○ 災害等により納付困難となった場合の猶予を申請するときは、猶予該当事実があることを証する書類(※2、3)
○ 「財産収支状況書」(書き方は、16ページ)	○ 「財産目録」(書き方は、21ページ)
	○ 「収支の明細書」(書き方は、26ページ)

※1 未確定の延滞金は含みません。

※2 災害、病気等により納付困難となった場合の徴収の猶予の申請に際し、これらの添付書類の提出を困難とする事情があるときは、市役所納税課へご相談ください。

※3 猶予該当事実があることを証する書類には、例えば次のようなものがあります。詳しくは市役所納税課へお尋ねください。

- ① 災害又は盗難のときは、り災証明書、盗難の被害届の写しなど
- ② 病気又は負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書など
- ③ 事業の廃止又は休止のときは、廃業届など
- ④ 事業について著しい損失を受けたときは、調査期間と基準期間のそれぞれの期間の仮決算書など

#### (2) 担保の提供に関する書類(担保については、12ページ参照)

担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権の設定のための書類(不動産等を担保とする場合)などを提出する必要がありますので、詳しくは市役所納税課へお尋ねください。

なお、担保を提供する必要がない場合(3ページ(※3))には、提出は不要です。

## 5 提出された申請書等の審査

必要な書類が提出されているか、必要な事項が記載されているかを確認し、猶予の許可・不許可や猶予を許可する金額・期間などの審査を行います。

### (1) 申請書等の補正

申請にあたって、必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記載に不備のある場合は、電話等により補正をお願いすることがあります。

なお、市役所から補正通知書が送付された場合に、通知を受けた日の翌日から起算して20日以内に補正されないときは、猶予の申請を取り下げたものとみなされますので、ご注意ください。

### (2) 申請内容の審査

職員が申請者に対して、申請書や添付書類に記載された内容（一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難とまる事情の詳細、財産の状況、収支の実績及び見込み等）について質問をしたり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

## 6 猶予が許可された場合

徴収の猶予が許可された場合には、「徴収猶予許可決定通知書」が申請者に送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり納付してください。

なお、審査の結果により、

- ① 申請書に記載された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ許可される場合
- ② 猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により許可される場合
- ③ 申請書に記載された分割納付計画と異なる内容の計画により許可される場合があります。

このような許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り審査請求をすることができます。

## 7 不許可となる場合

次のいずれかに該当するときは、徴収の猶予を許可することができません。

なお、猶予の不許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り審査請求をすることができます。

- ① 猶予の要件に該当しないとき
- ② 申請者について強制換価手続（※1）が開始されたとき、法人である申請者が解散したとき、申請者が市税の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする市税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- ③ 申請者が、猶予の審査をするために職員が行う質問に対し回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき（※2）
- ④ 不当な目的で猶予の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき（※3）

※1 「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続等を言います。

※2 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき」とは、具体的には、言動や行動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当します。

※3 「申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が不許可又はみなし取下げとなった後に、同一の市税について再度猶予の申請がされたとき（新たな該当猶予事実が生じたことによる申請を除く）などが該当します。

## 8 猶予の取消し又は猶予期間の短縮

徴収の猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。

なお、猶予の取消し又は猶予期間の短縮を受けたことに不服がある場合は、所定の期間内に限り審査請求をすることができます。

- ① 猶予を受けている者について「7 不許可となる場合」の②と同様の事情がある場合で、猶予を受けている市税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- ② 猶予を受けている市税を「徴収猶予許可決定通知書」により通知された分割納付計画のとおりになし納付しないとき（※）
- ③ 市長が行った担保の変更等の命令に応じないとき
- ④ 猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となったとき（※）
- ⑤ 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づき猶予が許可されたことが判明したとき
- ⑥ 財産の状況その他事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき

※ 猶予をしたときにおいて予見できなかった事実（猶予を受けている者の責めに帰することができない事実に限ります。）が発生した場合など、やむを得ない理由がある場合を除きます。やむを得ない理由がある場合は市役所納税課へご相談ください。

### 納付の手続きについて

所定の納付書により、金融機関等で納付してください。納付できる場所については、納付書の裏面[納付できる場所]をご確認ください。

なお、紛失等により納付書をお持ちでない方は、市役所納税課へご連絡ください。

## Ⅱ 換価の猶予

### 1 換価の猶予を受けることができる場合

次の①～⑤のすべてに該当する場合は、換価の猶予を受けることができます。

- ① 市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること（※1）
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること（※2）
- ③ 換価の猶予を受けようとする市税以外の市税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき市税の納期限から6か月以内に「換価猶予申請書」が市役所納税課に提出されていること
- ⑤ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（※3）

※1 「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお市税を一時に納付することにより、事業を休止又は廃止させるおそれがある場合を言います。また、「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、市税を一時に納付することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合を言います。

※2 「納税について誠実な意思を有すると認められる」とは、納税者がその市税を優先的に納付する意思を有していると市長が認めることができることを言います。

※3 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

- ① 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が100万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情がある場合（担保については12ページ参照）

### 2 猶予期間

換価の猶予を受けることができる期間は、1年（※）の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、換価の猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※ 換価の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に市役所納税課に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

### 3 申請のための書類

換価の猶予の申請をする場合は、次の書類を提出してください。

#### (1) 猶予の審査のために必要となる書類

猶予を受けようとする金額（※）が <b>100万円以下</b> の場合	猶予を受けようとする金額（※）が <b>100万円以上</b> の場合
<input type="radio"/> 「換価猶予申請書」（書き方は、13ページ）	<input type="radio"/> 「換価猶予申請書」（書き方は、13ページ）
<input type="radio"/> 「財産収支状況書」（書き方は、16ページ）	<input type="radio"/> 「財産目録」（書き方は、21ページ）
	<input type="radio"/> 「収支の明細書」（書き方は、26ページ）

※ 未確定の延滞金は含みません。

#### (2) 担保の提供に関する書類（担保については、12ページ参照）

担保の提供に関する書類は、徴収の猶予の申請の場合と同じです。

### 4 申請等の審査などの手続き

「**I 徴収の猶予**」の「**5 提出された申請書等の審査**」から「**8 猶予の取消し又は猶予**

**期間の短縮**」（5～6ページ）までの手続については、換価の猶予の申請があった場合にも同様となります。



### Ⅲ 申請書の書き方

#### 1 「徴収猶予申請書」の書き方

徴収を受けようとする金額が 100万円以下 の場合には「財産収支状況書」(⇒16ページ)を添付して提出する必要があります。

徴収を受けようとする金額が 100万円を超える 場合には「財産収支状況書」に代えて「財産目録」(⇒21ページ)及び「収支の明細書」(⇒26ページ)を添付して提出する必要があります。

#### 徴収猶予申請書

① X年5月15日

徳島市長 様

地方税法第15条第1項の規定により、次のとおり徴収の猶予を申請をします。

住所 (所在地)	〒770-XXXX 徳島市XXXX							②	
氏名 (名称)	〇〇 太郎								
生年月日	19XX年 X月 XX日								
電話番号	(088) 6XX-XXXX								
納付すべき市税等	年度	税目	納期限	本税額(円)	督促料(円)	延滞金額(円)	合計(円)	備考	
	X	固定資産税	X.5.30	100,000			100,000		
	③								
	合計				100,000			100,000	
現在納付可能資金額			④	40,000	円	猶予を受けようとする金額	⑤	60,000	円
猶予該当事実の詳細	IX年4月に自宅から出火し、家屋及び家電等の一部が焼失した。 ⑥								
一時に納付することができない事情の詳細	家屋の修繕等に500万円を要した。加入している火災保険により400万円の保険金が差し引き100万円の出費があり、納付が困難になった。 ⑦								
納付計画	納付期限	納付金額	納付期限	納付金額	納付期限	納付金額			
	X.5.31	40,000 円						円	
	X.6.30	20,000 円	⑧					円	
	X.7.31	20,000 円						円	
	X.8.31	20,000 円						円	
猶予期間	⑨ IX年6月1日から IX年8月31日まで 3月間								
担保⑩	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情			猶予を受けようとする金額が100万円以下のため				
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類 <input checked="" type="checkbox"/> 財産収支状況書 <input type="checkbox"/> 収支の明細書 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 担保関係書類 <input type="checkbox"/> その他								
税理士署名押印	印 (電話番号 - - )				税理士法第30条の書面提出済 <input type="checkbox"/>				

① 申請年月日

申請書を提出する日を記載します。

郵送で提出する場合は、郵便を投函する日を記載します。

② 申請者

郵便番号、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、生年月日、電話番号（携帯電話も可）を記載し、押印します。

申請者が法人である場合は、その代表者の住所、氏名を併せて記載します（生年月日は記載不要）。

③ 納付すべき市税等

徴収の猶予を申請するときに、未納となっている市税をすべて記載します。

④ 現在納付可能資金額

すぐに納付が可能な金額を記載します。

⑤ 猶予を受けようとする金額

納付すべき市税の合計額から、猶予を受けようとする金額が 100万円を超える場合は、「財産目録」の「4 現在納付可能資金額」欄の「③ 現在納付可能資金額」を差し引いた金額を、猶予を受けようとする金額が 100万円以下の場合は、「財産収支状況書」の「2 現在納付可能資金額」の太枠の「現在納付可能資金額」を差し引いた金額を記載します。

なお、災害等により納付困難となった場合の徴収の猶予を受けようとする場合は、猶予該当事実があったことにより納税者が支出し、又は損害を受けた金額（※）が、猶予を認められる限度額となります。

※ 支出又は損失に対応して受領した保険金、補償金、賠償金等がある場合には、その受領した金額を支出し、又は損失を受けた金額から差し引きます。

⑥ 「猶予該当事実の詳細」

災害等により納付困難となった場合の徴収の猶予を申請する場合には、猶予該当事実の詳細を記載します。

なお、本来の納期限から1年を経過した後に納付すべき市税が確定した場合の徴収の猶予を申請する場合には記載する必要はありません。

## ⑦ 「一時に納付できない事情の詳細」

猶予該当事実があったことにより、納税者が資金を支出し、又は損失を受け、その支出又は損失があることが一時に納付することができない原因になっている事情の詳細を具体的に記載します。

### 【災害、病気、事業の休廃止、事業上の著しい損失等による場合の記載例】

猶予該当事実の種類	猶予該当事実の詳細	一時に納付できない事情の詳細
災害等	令和XX年〇月〇日、台風〇号により、店舗が床上浸水となった。そのため、店舗の修理が必要となった。	店舗の床上浸水のため、修理を行った。その修理のための費用として、〇〇万円を要した。
病気・負傷	令和XX年〇月〇日に交通事故に遭い、6ヶ月間〇〇病院に入院し、現在も通院中である。	〇〇病院に、入院及び治療費として令和XX年4月から10月までの間に80万円支払った。△△保険から保険金として35万円を受けとっているため、差引金額の45万円が猶予該当事実のあったことによる支出となっている。
事業の休廃止	近隣に同業者が出店した令和XX年〇月以降、売上が70%減少した。同年10月に従業員全員を解雇し自店を閉店、廃業した。	廃業に伴い、在庫商品を原価割れで販売した損失70万円及び解雇した従業員に支払った退職金200万円であり、合計270万円が猶予該当事実のあったことによる支出又は損失となっている。
事業上の著しい損失	令和XX年3月期は250万円の利益があったが、当社製品の原料である〇〇の仕入れ価格が高騰したことにより、9月期は150万円の損失となった。	平成XX年3月期の損失150万円のうち、令和YY年3月期の利益額である200万円の2分の1を超える50万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。

### 【本来の納期限から1年を経過した後に納付すべき市税が確定した場合の記載例】

猶予該当事実の詳細	一時に納付できない理由の詳細
原則として記載不要 (やむを得ない理由により猶予を受けようとする市税の納期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由を記載します。)	納付すべき税額30万円のうち、納期限までに納付できる金額は5万円であり、残り25万円は一時に納付することができない。

## ⑧ 納付計画

### 【猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合】

「財産収支状況書」の「4 分割納付計画」欄から転記します。

### 【猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合】

「収支の明細書」の「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「納付年月日」及び「⑤ 分割納付金額」を転記します。

## ⑨ 猶予を受けようとする期間

この欄には「猶予期間の開始日」(※)から「納付計画の最終日」及びその期間を記載します。

※ 「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日だが、次のような場合はそれぞれの日となります。

- (1) 申請書を提出する日が猶予を受けようとする市税の法定納期限以前である場合には、法定納期限の翌日
- (2) 災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合には、申請書を提出した日にかかわらず、猶予該当事実が生じた日とすることができます

## ⑩ 担保

猶予を受けるにあたり、担保を提供する必要がある場合には記載します。

ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合には担保を提供する必要はありません。

- (1) 猶予を受ける金額（未確定の金額を含む）が100万円以下である場合
- (2) 猶予を受ける期間が3ヶ月以内である場合
- (3) 担保を提供できない特別の事情（地方税法により担保として提供できることとされている種類に該当するもの(※)がないなど）がある場合

※ 担保として提供できる財産の種類

- ① 国債及び地方債
- ② 社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）その他の有価証券で市長が確実と認めるもの
- ③ 土地
- ④ 保険に付した建物等  
「建物等」とは、次に掲げるもの
  - (ア) 建物
  - (イ) 立木
  - (ウ) 登記される船舶
  - (エ) 登録を受けた航空機
  - (オ) 登録を受けた自動車
  - (カ) 登録を受けた建設機械
- ⑤ 鉄道財団等の財団
- ⑥ 市長が確実と認める保証人の保証

## 2 「換価猶予申請書」の書き方

猶予を受けようとする金額が 100万円以下 の場合には「財産収支状況書」(⇒16ページ)を添付して提出する必要があります。

猶予を受けようとする金額が 100万円を超える 場合には「財産収支状況書」に代えて「財産目録」(⇒21ページ)及び「収支の明細書」(⇒26ページ)を添付して提出する必要があります。

### 換価猶予申請書

①

IX年7月11日

徳島市長 様

地方税法第15条の6第1項の規定により、次のとおり換価猶予の申請をします。

住所 (所在地)	〒770-XXXX 徳島市XXXX							
氏名 (名称)	□□建設株式会社 代表取締役 ○○ 太郎							
生年月日	年 月 日							
電話番号	(088) 6XX-XXXX							
納付すべき市税等	年度	税目	納期限	本税額(円)	督促料(円)	延滞金額(円)	合計(円)	備考
	X	固定資産税	X.4.30	200,000			200,000	
	X	法人市民税	X.5.31	400,000			400,000	
	③							
	合計				600,000			600,000
	現在納付可能資金額	④	120,000	円	猶予を受けようとする金額	⑤	480,000	円
一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細	衣服の販売業を営んでいるが、物価の上昇等により売り上げが前年度に比べて50%程度落ちてお仕入れ先への支払いも滞っている。							
	現在、仕入れを停止し経費の見直し等を行いながら従業員の人件費などを捻出している状態であり、市税を支払うと事業の継続が困難となる。							
	⑥							
納付計画	納付期限	納付金額	納付期限	納付金額	納付期限	納付金額		
	X.7.31	80,000 円	X.11.30	130000 円			円	
	X.8.31	30,000 円	X.12.31	80,000+延滞金 円			円	
	X.9.30	80,000 円					円	
	X.10.31	80,000 円					円	
猶予期間	⑧ X年7月11日から X年12月31日まで 6月間							
担保	⑨ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情			猶予を受けようとする金額が100万円以下のため			
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類 <input checked="" type="checkbox"/> 財産収支状況書 <input type="checkbox"/> 収支の明細書 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 担保関係書類 <input type="checkbox"/> その他							
税理士署名押印	<input type="checkbox"/> 印 (電話番号 - - )				税理士法第30条の書面提出済 <input type="checkbox"/>			

① 申請年月日

申請書を提出する日を記載します。

郵送で提出する場合は、郵便を投函する日を記載します。

② 申請者

郵便番号、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、生年月日、電話番号（携帯電話も可）を記載し、押印します。

申請者が法人である場合は、その代表者の住所、氏名を併せて記載します（生年月日は記載不要）。

③ 納付すべき市税等

換価の猶予を申請する時点で、未納となっている市税をすべて記載します。

④ 現在納付可能資金額

すぐに納付が可能な金額を記載します。

⑤ 猶予を受けようとする金額

納付すべき市税の合計額から、猶予を受けようとする金額が 100万円を超える場合は、「財産目録」の「4 現在納付可能資金額」欄の「③ 現在納付可能資金額」を差し引いた金額を、猶予を受けようとする金額が 100万円以下の場合は、「財産収支状況書」の「2 現在納付可能資金額」の太枠の「現在納付可能資金額」を差し引いた金額を記載します。

⑥ 一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

市税を一時に納入することにより、事業の継続又は生活の維持が困難となる事情を具体的に記載します。

《記載例》

個人事業で運送業を営んでいるが、主要取引先である〇〇電機工業の倉庫移転に伴って、〇〇電機工業からの請負の継続が困難となり、契約を解消した。

売上の5割程度が〇〇電機工業との契約によるものだったため、資金繰りが悪化した。現在は事業経費や生活費の見直しを行い、燃料費等の経費を捻出している状態である。

今月の売上金を市税の支払に充てると、燃料費等の支払ができなくなり、事業の継続ができなくなる。

⑦ 納付計画

【猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合】

「財産収支状況書」の「4 分割納付計画」欄から転記します。

【猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合】

「収支の明細書」の「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「納付年月日」及び「⑤ 分割納付金額」を転記します。

**⑧ 猶予を受けようとする期間**

この欄には「猶予期間の開始日」(※)から「納付計画の最終日」及びその期間を記載します。

※「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日だが、納付すべき市税の法定納期限以前に申請をする場合は、その市税の法定納期限の翌日となります。

**⑨ 担保**

12ページ「⑩ 担保」と同様です。

### Ⅲ 添付書類の書き方

#### 5 「財産収支状況書」の書き方

「財産収支状況書」は猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合に、「徴収猶予申請書」又は「換価猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

財 産 収 支 状 況 書					
1					X年 7月 11日
1 住所・氏名等					
住 所 所 在 地	徳島市XXXX			氏 名 名 称	□□建設株式会社 代表取締役 ○○ 太郎
2 現在納付可能資金額					
2	現金及び預貯金等	預貯金等 の 種 類	預貯金等の額	納付可能金額	納付に充てられない事情
	現金		100,000円	80,000円	? 運転資金 □生活費 □その他 ( )
	○○銀行△△支店	普 通	200,000円	0円	? 運転資金 □生活費 □その他 ( )
	■■信用金庫▲▲支店	当 座	120,000円	0円	? 運転資金 □生活費 □その他 ( )
	株式会社○○ 上場株式 50株		100,000円	100,000円	□運転資金 □生活費 □その他 ( )
現在納付可能資金額			100,000円		
3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額 (月額)			4 分割納付計画		
3	区 分		見 込 金 額		4
	収 入	売上、給与、報酬	1,500,000円		
		その他 ( )	円		
			円		
	① 収入合計		1,500,000円		
	支 出	仕 入	760,000円		
		給与、役員報酬	420,000円		
		家 賃 等	60,000円		
		諸 経 費	100,000円		
		借入返済	80,000円		
		円			
	円				
	円				
② 支出合計		1,420,000円			
③ 納付可能基準額 (① - ②)		80,000円			
				【備考】	
				7月 80,000円	
				8月 30,000円 建設業免許の更新費用を要するため	
				9月 80,000円	
				10月 80,000円	
				11月 130,000円 貸付金の回収による入金(50,000円)があるため	
				12月 80,000円 +延滞金	
				月 円	
				月 円	
				月 円	
				月 円	
5 財産等の状況					
(1) 売掛金・貸付金等の状況					
名 称	住 所	売掛金等の額	回 収 予 定 日	種 類	回 収 方 法
○○建設株式会社	○○市△△町 XX	500,000円	X年 8月 20日	売掛金	振込
有限会社□□工務店	○○市△△町 XX	180,000円	X年 9月 15日	売掛金	小切手
株式会社△△ホーム	○○市△△町 XX	80,000円	X年 11月 20日	貸付金	現金
(2) その他の財産の状況					
5	不 動 産 等	資材置場用土地 (○○市△△町 XX)		国債・株式等	△△株式会社 上場株式 200株
	車 両	業務用車両 1台 (ミバン 330 あ XXXX、ローン有)		その他 (保険等)	○○生命保険
(3) 借入金・買掛金の状況					
借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了 (支払) 年月	追加借入の可否	担保提供財産等
○○リース	800,000円	15,000円	XX年 3月	可 (否)	
○○銀行△△支店	9,600,000円	80,000円	XX年 5月	可 (否)	資材置場用土地 (○○市△△町 XX)



## 1 申請年月日

申請書を提出する日を記載します。

郵送で提出する場合は、郵便を投函する日を記載します。

## 2 「2 現在納付可能資金額」

この欄には、申請書を提出する日現在において、直ちに納付することができる金額を記載します。

現金及び預貯金等	預貯金等の種類	預貯金等の額	納付可能額	納付に充てられない事情
現金		100,000円	80,000円	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 ( )
〇〇銀行△△支店	普通	200,000円	0円	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 ( )
■■信用金庫▲▲支店	普通	120,000円	0円	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 ( )
株式会社〇〇上場株式 50株		100,000円	100,000円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 ( )
現在納付可能資金額			20,000円	

- 「現金及び預貯金等」欄に申請書を提出する日現在の預貯金等がある金融機関等の名称・支店名・上場株式などの売却が容易な財産の名称、数量を記載します。
- 「預貯金等の種類」欄には、預貯金について、普通、当座、定期、貯蓄などの種類を記載します。
- 「預貯金等の額」欄には、申請書を提出する日現在の自宅や事務初頭に保管している手持ち現金、預貯金等の金額を記載します。
- 「納付可能額」欄には、納付することができる金額を記載します。
- 「納付に充てられない事情」欄には、預貯金等の額のうち、納付できない事情がある場合に、あてはまる事情にチェック（）を付けます。

「 運転資金」には、申請書を提出する日からおおむね1か月以内（以下、「計算期間」という。）

（※）の事業に係る支出に充てる必要があるときにチェックを付けます。

「 生活費」には、納税者が個人である場合で、計算期間（※）に支出する生活費に充てる必要があるときにチェックを付けます。

「 その他」チェックをつけた場合には、その事情を（ ）内に具体的に記載します。

※1 申請書を提出する日から1か月以内において、最も資金手当が必要になる日までの期間とすることができます。

※2 なお、納税者の収入などの状況により、計算期間を超える期間のために資金手当をしておかなければ事業の継続又は生活の維持が困難になるときは、その所要金額も対象にすることができます。

- 「現在納付可能資金額」  
「現在納付可能資金額」欄には、「納付可能金額」欄の合計額を記載します。  
「現在納付可能資金額」欄の金額は、直ちに納付に充てることができる金額であるため、できるだけ速やかに納付してください。

なお、納付がない場合は、猶予が不許可になることがありますので、ご注意ください。

### ③ 「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」

猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を税込み金額で記載します。

この欄で計算した「③納付可能基準額（①－②）」を元に「4 分割納付計画」欄に記載します。

#### （ア） 「収入」欄

売上収入や、その他経常的な収入をすべて税込み金額で記載します。また、納税者が個人の場合には、給与収入や報酬も含めて記載します。

#### （イ） 「支出」欄

##### ① 事業に係る支出

仕入れ、給与、役員給与（人件費）、家賃等、諸経費、借入返済、その他の支出を記載します。

なお、これら支出は事業の継続のために真に必要と認められるものに限られるため、例えば、次に掲げるようなものは認められないことに留意してください。

- ・ 不要不急の財産の取得のための支出
- ・ 期限の定めのない債務の弁済のための支出 など

※ 減価償却など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。

また、納税者が特別徴収義務者の場合、給与の見込金額は個人市民税の特別徴収分を差し引いた金額を記載します。

##### ② 生活費（納税者が個人の場合）

納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、次のA又はBのいずれかの方法で計算した金額を記載します。

納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額をA又はBのいずれかの方法で計算した金額から減算します。

A 納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、（イ）納税者本人につき100,000円、（ロ）生計を一にする配偶者その他の親族1人につき45,000円、（ハ）手取り額（※）から（イ）及び（ロ）を差し引いた金額の100分の20に相当する金額（又は（イ）及び（ロ）の合計額の2倍に相当する額のいずれか少ない金額）の合計金額（以下、「基準額」と言います。）

なお、納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の年齢、所得資産、健康状態などの事情を勘案して、養育費、教育費、治療費など生活の維持のために必要不可欠な支出として、基準額を超える金額の生活費を見込む必要がある場合には、必要最低限の所得資金の額を基準額に加算することができます。

B 実際に支払った食費、家賃、水道光熱費などの金額を具体的に把握している場合は、それらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額

※ 「手取り額」とは、給与所得者については、直近1か月分の給与収入から、源泉所得税、地方税及び社会保険料等を控除した金額、個人事業者及び不動産所得者のうち青色申告者については、直近の年分の確定申告における青色申告決算書における青色申告特別控除前の所得金額、白色申告者については、直近の年分の確定申告における収支内訳書における専従者控除前の所得金額に相当する計算期間における額を言います。

なお複数の所得がある場合は、それぞれの所得金額について計算した額の合計となります。

《備考欄の記載例》（Aの方法により計算した場合）

給与収入（手取り額）：35万円 4人家族（納税者本人、妻、子2人）の場合			
納税者は、妻及び子2人を扶養しているが、妻にはパートによる給与収入が月5万円程度ある。また、納税者は病気のため定期的に病院へ通院しており、月に15,000円程度の医療費を支払っている。			
100,000円（イ）＋（45,000円×3人）（ロ）＝235,000円（a）			
（納税者本人の生活費）		（納税者と生活を一にする親族の生活費）	
235,000円（a）＋〔（350,000円－235,000円（a））×20/100〕＝258,000円			
		（手取り額）	（基準額）
258,000円＋15,000円－50,000円＝ <b>223,000円</b>			
（基準額）	（医療費）	（妻の給与収入）	（生活費）

生活費をAの方法で計算した場合には、上記の記載例のように、基準額を求める計算式のほか、基準額に加算又は減算するものがある場合にはその理由を【備考】欄に記載します。Bの方法で計算した場合には、その積算した食費、家賃、水道光熱費などの金額を【備考】欄に具体的に記載します。

4 「4 分割納付計画」

この欄には、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「③納付可能基準額（①－②）」を基に、具体的な納付計画を記載します。この欄に記載した納付計画は申請書の「納付計画」欄に転記します。

（ア） 「月」の欄

猶予期間中のすべての月を記載します。

（イ） 「分割納付金額」欄

猶予期間中の各月における納付金額は「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「③納付可能基準額（①－②）」に記載した金額とする。ただし、臨時的な収入若しくは支出がある月において、納付可能基準額よりも増額又は減額した金額により納付する場合は、その金額を記載します。

（ウ） 「増減理由」欄

「分割納付金額」欄の金額を、納付可能基準額よりも増額又は減額した金額としている月について、その増額又は減額した理由を記載します。

《記載例》

臨時的な収入	臨時的な支出
●不動産の売却による収入（〇〇円）のため	●製造用機器の買替えによる支出（〇〇円）のため
●借入による入金（〇〇円）のため	●家屋の修繕費（〇〇円）の支出のため
●貸付金の回収による入金（〇〇円）のため	●〇〇税の納付（〇〇円）のため

## 5 「5 財産等の状況」

### (ア) 「(1) 売掛金・貸付金等の状況」欄

売掛金・貸付金等の状況について、売掛先等の名称、住所、回収予定日（手形の場合は支払期日）、種類及び回収方法を記載します。

名 称	住 所	売掛金等の額	回収予定日	種 類	回収方法
〇〇建設株式会社	〇〇市△△町××	500,000円	×年8月20日	売掛金	振込
有限会社□□工務店	〇〇市△△町××	180,000円	×年9月30日	売掛金	小切手
株式会社△△ホーム	〇〇市△△町××	80,000円	×年11月20日	貸付金	現金

「種類」欄には、売掛金、貸付金、未収金等の種類を記載します。

「回収方法」欄には、現金、振込、手形、小切手等の回収方法を記載します。

### (イ) 「(2) その他の財産の状況」欄

不動産、国債、株式等の有価証券、車両など、所有している財産の種類、数量、所在地等を記載します。

また、「その他（保険等）」欄には、敷金、保証金、保険等の財産を記載します。

なお、速やかに売却して納付に充てることができるものとして<sup>2</sup>「2 現在納付可能金額」欄に記載した財産については、この欄に記載する必要はありません。

《記載例》

不 動 産 等	資材置場用土地（〇〇市△△町××）	国債・株式等	〇〇株式会社 上場株式 200株
車 両	業務用車両1台（ミニバン330 あ XXXX、ローン有）	その他（保険等）	〇〇生命保険

### (ウ) 「(3) 借入金・買掛金の状況」欄

借入先等の名称、借入総額、月額返済額、返済終了（支払）年月、追加借入の可否及び担保提供財産等を記載します。

借入先等の名称	借入均等の金額	月額返済額	返済終了 （支払）年月	追加借入 の可否	担保提供財産等
〇〇リース	800,000円	15,000円	△△年3月	可・ <input checked="" type="radio"/> 否	
〇〇銀行△△支店	9,600,000円	80,000円	△△年5月	可・ <input checked="" type="radio"/> 否	資材置場用土地（〇〇市△△町××）

○ 「月額返済額」欄には、毎月の平均的な返済額を記載します。

○ 「返済終了（支払）年月」欄には、借入金の返済が終了する、又は買掛金等を支払う年月を記載します。

○ 「追加借入の可否」欄には、借入の枠が残っているなど、追加借入ができる場合には「可」に、できない場合には「否」に○印をつける。

○ 「担保提供財産等」欄には、借入等のために抵当権を設定しているものなど、担保として提供している財産等を記載します。

# 1 「財産目録」の書き方

「財産目録」は猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合に、「徴収猶予申請書」又は「換価猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

## 財 産 目 録

1

X年6月15日

### 1 住所・氏名等

住 所 所 在 地	〇〇市△△町XX	氏 名 名 称	〇〇電気株式会社 代表取締役 〇〇 一郎
--------------	----------	------------	----------------------

### 2 財産の状況

#### (1) 預貯金等の状況

金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額
手持ち現金	現金	1,200,000円	〇信用金庫〇〇支店	当 座	200,000円
A銀行〇〇支店	普 通	1,500,000円			円
B銀行△△支店	普 通	500,000円			円
預貯金等の合計 (A)					3,400,000円

#### (2) 売掛金・貸付金等の状況

名 称	売 掛 先 等 住 所	種 類	回 収 予 定 日	回 収 方 法	売 掛 金 等 の 額
〇〇機器株式会社	〇〇市△△町	売掛金	X年7月5日	振込	1,500,000円
株式会社〇〇電子工業	〇〇市△△町	売掛金	X年7月15日	手形	900,000円
△△精密工業株式会社	〇〇市△△町	貸付金	X年12月20日	振込	200,000円

#### (3) その他の財産の状況

財 産 の 種 類		担 保 等	直ちに納付に 充てられる金額
国債・株式等	株式会社〇〇 上場株式200株	<input type="checkbox"/>	200,000円
不 動 産 等	工場の土地・建物 (△△市〇〇町XX)	<input checked="" type="checkbox"/>	0円
車 両	事業用車両2台 (徳島330あXXXX・徳島330いXXXX)	<input type="checkbox"/>	0円
その他 (保険等)	営業所敷金 (1,000,000円) 〇〇生命保険 B銀行△△支店 (定期預金400,000円)	<input checked="" type="checkbox"/>	0円
合計 (B)			200,000円

#### (4) 借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返 済 終 了 (支払) 年月	追加借入 の 可 否	担保提供財産等
B銀行△△支店	15,000,000円	350,000円	XY年 3月	可 <input type="radio"/> 否 <input checked="" type="radio"/>	工場の土地・建物・定期預金
〇信用金庫〇〇支店	1,800,000円	100,000円	YX年 5月	可 <input type="radio"/> 否 <input checked="" type="radio"/>	

### 3 当面の必要資金額

項 目	金 額	内 容
支 出 見 込 生 活 費 (個人の場合のみ)	5,500,000円	仕入代金1,500,000円+給与850,000円+役員給与650,000円+工場修繕費1,500,000円+借入金450,000円+諸経費348,000円+社会保険料等202,000円 【扶養親族 人】
収 入 見 込	2,400,000円	事業収入 (取引先2社からの売掛金回収額)
支出見込-収入見込 (C)	3,100,000円	マイナスになった場合は0円

### 4 現在納付可能資金額

① 当座資金額 (A) + (B)	② 当面の必要資金額 (C)	③ 現在納付可能資金額 (①-②)
3,600,000円	3,100,000円	500,000円

## 1 申請年月日

申請書を提出する日を記載します。

郵便で提出する場合は、郵便を投函する日を記載します。

## ◆ 「2 財産の状況」欄

この欄には、申請書を提出する日現在における財産の状況を記載します。

### 2 「(1) 預貯金等の状況」

金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額
手持ち現金	現金	1,200,000円	C信用金庫〇〇支店	当座	200,000円
A銀行〇〇支店	普通	1,500,000円			
B銀行△△支店	普通	500,000円			
預貯金等の合計 (A)					3,400,000円

○ 申請書を提出する日現在の自宅や事務所等に保管している手持ち現金の額を記載します。

○ 預貯金等については、金融機関等の名称及び支店名、預貯金等の種類の別（普通、当座、定期、貯蓄など）及びその金額を記載します。

○ 手持ち現金及預貯金等の合計金額を「預貯金等の合計 (A)」に記載します。預貯金等のうち、借入の担保になっているものについては「(3)その他の財産の状況」欄の「その他」欄に記載します。

### 3 「(2) 売掛金・貸付金等の状況」

売掛金・貸付金等について売掛先の名称、住所、種類、回収予定日（手形の場合は支払期日）、回収方法及び金額をそれぞれの欄に記載します。

売掛先等		種類	回収予定日	回収方法	売掛金等の額
名称	住所				
〇〇機器株式会社	〇〇市△△町	売掛金	X年7月5日	振込	1,500,000円
株式会社□□電子工業	〇〇市△△町	売掛金	X年7月15日	手形	900,000円
△△株式会社	〇〇市△△町	貸付金	X年12月20日	振込	200,000円

○ 「種類」欄には、売掛金、貸付金、未収金等の種類を記載します。

○ 「回収方法」欄には、現金、振込、手形、小切手等の回収方法を記載します。

### 4 「(3) その他の財産の状況」

財産の種類		担保等	直ちに納付に充てられる金額
国債・株式等	株式会社〇〇 上場株式 200株	<input type="checkbox"/>	200,000円
不動産等	工場の土地・建物 (△△市〇〇町XX)	<input checked="" type="checkbox"/>	0円
車両	事業用車両2台(徳島330あXXXX)(徳島330いXXXX)	<input type="checkbox"/>	0円
その他(保険等)	〇〇火災保険、B銀行△△支店(定期預金300,000円)	<input checked="" type="checkbox"/>	0円
		合計(B)	200,000円

○ 国債、株式等の有価証券、不動産、車両など所有している財産をそれぞれの欄ごとに具体的に記載します。また、「その他(保険等)」欄には敷金、保証金、保険等のほか、預貯金等のうち、借入の担保となっているものを記載します。ただし②「(1) 預貯金等の状況」欄に記載した財産は記載する必要はありません。

○ 「担保等」欄には、記載した財産に抵当権等の担保権が設定されている場合にチェック(☑)します。

○ 「直ちに納付に充てられる金額」欄には、記載した財産のうち、現金化することが容易で、直ちに納付に充てられる財産の金額を記載し、その合計金額を「合計(B)」欄に記載します。

5 「(4) 借入金・買掛金の状況」

借入先等の名称	借入均等の金額	月額返済額	返済終了 (支払)年月	追加借入 の可否	担保提供財産等
B銀行△△支店	15,000,000円	150,000円	X Y年3月	可 <input checked="" type="radio"/> 否	工場の土地・建物・定期預金
C信用金庫〇〇支店	1,800,000円	100,000円	Y X年5月	可 <input checked="" type="radio"/> 否	

- 「月額返済額」欄には、毎月の平均的な返済額を記載します。
- 「返済終了(支払)年月」欄には、借入金の返済が終了する、又は買掛金等を支払う年月を記載します。
- 「追加借入の可否」欄には、借入枠が残っているなど、追加借入ができる場合は「可」に、できない場合には「否」に○印をつけます。
- 「担保提供財産等」欄には、借入等のために抵当権を設定しているものなど、担保として提供している財産等を記載します。

6 「3 当面の必要資金額」

	項目	金額	内 容
支出見込	事業支出	5,500,000円	仕入代金 1,500,000円 + 給与 850,000円 + 役員給与 650,000円 + 工場修繕費 1,500,000円 + 借入金 450,000円 + 諸経費 348,000円 + 社会保険料等 202,000円
	生活費 (個人の場合のみ)	円	【扶養親族 人】
	収入見込	2,400,000円	事業収入(取引先2社からの売掛金回収額)
	支出見込－収入見込(C)	3,100,000円	

(ア)「事業支出」欄

申請書を提出する日からおおむね1か月以内(以下、計算期間という。)(※1)に支出する事業の継続のために必要不可欠な金額(※2)及びその主な内容を記載します。(⇒18ページの「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」欄の(イ)「支出」欄の「①事業に係る支出」をご覧ください。

※1 申請書を提出する日から1か月以内において、最も資金手当が必要になる日までの期間とすることができます。

※2 計算期間を超える期間における支出であっても、そのための資金手当をしておかなければその事業を継続できなくなるような支出については、必要最小限度の範囲内でこの欄の金額に含めることができます。

(イ) 「生活費」欄（納税者が個人の場合のみ）

○ 生活費（納税者が個人の場合）

計算期間に支出する納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、次のA又はBのいずれかの方法で計算した金額（※1、※2）を記載します。

A 納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、(イ) 納税者本人につき100,000円、(ロ) 生計を一にする配偶者その他の親族1人につき45,000円、(ハ) 手取り額（※3）から(イ)及び(ロ)を差し引いた金額の100分の20に相当する金額（又は(イ)及び(ロ)の合計額の2倍に相当する額のいずれか少ない金額）の合計金額（以下、「基準額」と言います。）

なお、納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の年齢、所得資産、健康状態などの事情を勘案して、養育費、教育費、治療費など生活の維持のために必要不可欠な支出として、基準額を超える金額の生活費を見込む必要がある場合には、必要最低限の所得資金の額を基準額に加算することができます。

B 実際に支払った食費、家賃、水道光熱費などの金額を具体的に把握している場合は、それらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額

※1 収入などの状況により、計算期間を超える期間のために資金手当をしておかなければ生活を維持することができなくなるような場合には、その超える期間のための必要最低限の範囲内でA又はBのいずれかの方法で計算した金額に加算することができます。

※2 納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額をA又はBのいずれかの方法で計算した金額から減算します。

※3 「手取り額」とは、給与所得者については、直近1か月分の給与収入から、源泉所得税、地方税及び社会保険料等を控除した金額、個人事業者及び不動産所得者のうち青色申告者については、直近の年分の確定申告における青色申告決算書における青色申告特別控除前の所得金額、白色申告者については、直近の年分の確定申告における収支内訳書における専従者控除前の所得金額に相当する計算期間における額を言います。

なお複数の所得がある場合は、それぞれの所得金額について計算した額の合計となります。

《生活費の「内容」欄の記載例》（Aの方法により計算した場合）

給与収入（手取り額）	35万円	4人家族（納税者本人、妻、子2人）の場合				
納税者は、妻及び子2人を扶養しているが、妻にはパートによる給与収入が月5万円程度ある。また、納税者は病気のため定期的に病院へ通院しており、月に15,000円程度の医療費を支払っている。						
100,000円（イ）	+	(45,000円×3人）（ロ）	=235,000円（a）			
(納税者本人の生活費)	(納税者と生活を一にする親族の生活費)					
235,000円（a）	+	{(350,000円-235,000円（a）×20/100)	=258,000円			
	(手取り額)	(基準額)				
258,000円	+	15,000円	-	50,000円	=	<b>223,000円</b>
(基準額)	(医療費)	(妻の給与収入)	(生活費)			

生活費をAの方法で計算した場合には、上記の記載例のように、基準額を求める計算式のほか、基準額に加算又は減算するものがある場合にはその理由を「内容」欄に記載します。

Bの方法で計算した場合には、その積算した食費、家賃、吸い同光熱費などの金額を「内容」欄に具体的に記載します。



(ウ) 「収入見込」欄

計算期間に入金予定の事業収入、給与収入、その他の収入金額及びその主な内容（給与収入の場合は支給者の名称、所在地、事業集の場合は取引先の名称、所在地等）を記載します。

(エ) 「(支出見込) - (収入見込) (C)」欄

支出見込金額から収入見込金額を控除した金額（マイナスの場合は、0円とする。）を記載します。

## 7 「4 現在納付可能資金額」

(ア) 「①当座資金額 (A) + (B)」欄

次の金額の合計額を記載します。

① ② 「(1) 預貯金等の状況」欄の「預貯金との合計 (A)」欄の金額

② ④ 「(3) その他の財産の状況」欄の「合計 (B)」欄の金額

(イ) 「②当面の必要資金額」欄

⑥ 「3 当面の必要資金額」欄の金額を記載します。

(ウ) 「③現在納付可能資金額 (①-②)」欄

「①当座資金額 ((A) + (B))」欄の金額から「②当面の必要資金額」欄の金額を差し引いた金額を記載します。

「③現在納付可能資金額 (①-②)」欄の金額は、直ちに納付に充てることができる金額であるため、できるだけ速やかに納付してください。

なお、納付がない場合は、猶予が不許可になることがありますので、ご注意ください。

## 2 「収支の明細書」の書き方

「収支の明細書」は猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合に、「徴収猶予申請書」又は「換価猶予申請書」に「財産目録」とあわせて添付して提出します。

収 支 の 明 細 書					
				1	X年6月15日
1 住所・氏名等					
申請者	住所 所在地	〇〇市△△町XX			
	氏名 名称	〇〇電気株式会社 代表取締役 〇〇 一郎			
2 直近1年間における各月の収入及び支出の状況					
年 月	①総収入金額	②総支出金額	③差額 (①－②)	備 考	
X年 6月	5,200,000円	4,405,000円	795,000円		
X年 7月	5,050,000円	4,152,000円	898,000円		
X年 8月	4,900,000円	4,100,000円	800,000円		
X年 9月	5,400,000円	4,275,000円	1,125,000円	事業用車両の売却代金として30万円の臨時的な収入があったため	
X年10月	5,100,000円	4,170,000円	930,000円		
X年11月	4,900,000円	4,295,000円	605,000円		
X年12月	4,700,000円	4,030,000円	670,000円		
Y年 1月	4,400,000円	6,420,000円	▲2,020,000円	機器の故障による修繕費として300万円の臨時的な支出があったため	
Y年 2月	3,900,000円	3,190,000円	710,000円	工場施設内の電気設備の定期点検費用として20万円の臨時的な支出があったため	
Y年 3月	4,950,000円	4,120,000円	830,000円		
Y年 4月	4,250,000円	3,873,000円	377,000円	事業用車両3台分の車検費用として35万円の臨時的な支出があったため	
Y年 5月	4,850,000円	4,270,000円	580,000円		
3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額 (月額)					
区 分		見込金額	区 分		見込金額
収 入	売上	4,800,000円	支 出	仕入	1,500,000円
		円		給与	850,000円
		円		役員給与	650,000円
		円		借入金返済	450,000円
		円		社会保険料等 (健保・厚年)	202,000円
		円		諸経費	348,000円
		円			円
		円			円
① 収入合計		4,800,000円	② 支出合計		4,000,000円
③ 納付可能基準額 (①－②)		800,000円			

4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額

内訳	内 容	年 月	金 額
臨 時 収 入	△△精密工業株式会社への貸付金回収	X年 1 2月	200,000円
		年 月	円
		年 月	円
		年 月	円
臨 時 支 出	設備機器の老朽化による新規購入費用	X年 6月	450,000円
	工場施設内の電気設備の定期点検費用	Y年 2月	200,000円
		年 月	円
		年 月	円

5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる地方税、国税等

年 月	税 目 等	金 額	年 月	税 目 等	金 額
X年 7月	固定資産税	50,000円	Y年 1月	源泉所得税	120,000円
X年 7月	源泉所得税	120,000円	Y年 5月	消費税及び地方消費税(確定分)	1,740,000円
X年 9月	固定資産税	50,000円	年 月		円
X年 11月	固定資産税	50,000円	年 月		円
X年 11月	消費税及び地方消費税(中間分)	1,740,000円	年 月		円

6 家族(役員)の状況

続柄(役職)	氏 名	生 年 月 日	収入・報酬(月額) (専従者給与を含む。)	職業・所有財産等
代表者	〇〇 一郎	XX年 1月 1日	350,000円	
取締役	△△ 二郎	XX年 12月 31日	300,000円	
		年 月 日	円	
		年 月 日	円	

7 分割納付年月日及び分割納付金額

納付年月日	①納付可能基準額	②季節変動等に伴う増減額	③臨時的入出金額	④国税等(積立及び納付額)	⑤分割納付金額(①+②+③-④)
X年 6月 30日	800,000円	200,000円	▲450,000円	300,000円	250,000円
X年 7月 31日	800,000円	円	円	420,000円	380,000円
X年 8月 31日	800,000円	円	円	300,000円	500,000円
X年 9月 30日	800,000円	200,000円	円	300,000円	700,000円
X年 10月 31日	800,000円	円	円	300,000円	500,000円
X年 11月 30日	800,000円	▲200,000円	円	240,000円	360,000円
X年 12月 31日	800,000円	▲150,000円	200,000円	100,000円	750,000円
Y年 1月 31日	800,000円	▲300,000円	円	120,000円	380,000円
Y年 2月 28日	800,000円	▲250,000円	▲200,000円	円	350,000円
Y年 3月 31日	800,000円	円	円	100,000円	700,000円 +延滞金
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円

## 1 申請年月日

申請書を提出する日を記載します。

郵送で提出する場合は、郵便を投函する日を記載します。

## 2 「2 直近1年間における各月の収入及び支出の状況」

申請を提出する日の直前1年間における月ごとの「①総収入金額」、「②総支出金額」及び「③差額(①-②)」を記載します。

また、「③差額(①-②)」欄の金額がマイナスのときは、金額の前に「▲」をつけます。

なお、臨時的な収入や支出があった月については、「備考」欄にその理由を記載します。

≪「備考」欄の記載例≫

- 事業用車両の売却代金として20万円の臨時的な収入があったため。
- 機器の故障による修繕費として120万円の臨時的な支出があったため。

※ 月次決済又は毎月の収支計算を行っていない場合は、直前の事業年度の決算に基づき記載しても構いません。

## 3 「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」

猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を税込み金額で記載します。

(⇒18～19ページ「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」欄をご覧ください。)

## 4 「4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」

今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額について税込金額で記載します。

(ア) 「臨時収入」欄

例えば、不要不急資産の売却、新規借入や貸付金の回収等による臨時的な収入が見込まれる場合にその内容、年月及び金額を記載します。

臨時収入	△△精密工業株式会社への貸付金回収	X年12月	200,000円
		年 月	円
		年 月	
		年 月	円
		年 月	円

(イ) 「臨時支出」欄

例えば、事業の継続のためのやむを得ない設備、機械の購入等による臨時的な支出が見込まれる場合に、その内容、年月及び金額を記載します。

臨時支出	設備機器の老朽化による新規購入費用	X年 6月	450,000円
	工場施設内の電気設備の定期点検費用	Y年 2月	200,000円
		年 月	円
		年 月	円
		年 月	円

**5 「5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる地方税、国税等」**

今後1年以内に納付すべきことが見込まれる地方税、国税、社会保険料等について、その納付すべきこととなる年月、税目及び金額をそれぞれの欄に記載します。

年 月	税目等	金 額	年 月	税目等	金 額
X年 7月	固定資産税	40,000円	Y年 1月	源泉所得税	60,000円
X年 7月	源泉所得税	120,000円	Y年 5月	消費税及び地方消費税（確定分）	870,000円
X年 9月	固定資産税	40,000円	年 月		円
X年11月	固定資産税	40,000円	年 月		円
X年11月	消費税及び地方消費税（中間分）	870,000円	年 月		円

※ 月ごとに納付する市民税特別徴収分、源泉所得税や社会保険料などは、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」の「支出」欄に記載します。

**6 「6 家族（役員）の状況」**

● 納税者が法人の場合

全ての役員について、役職、氏名、生年月日、月の報酬額（※）及び所有財産等を記載します。

※ 報酬額は、源泉所得税を控除する前の額を記載します。

《事例の場合》

続柄 （役職）	氏 名	生 年 月 日	収入・報酬（月額） （専従者給与を含む）	職業・所有財産等
代表者	〇〇 一郎	XX年 1月 1日	350,000円	
取締役	△△ 二郎	XX年 12月 31日	300,000円	

● 納税者が個人の場合

生計を一にする親族について、続柄、生年月日、収入金額（専従者給与を受けて入る場合は、その金額）職業及び所有財産等を記載します。

《記載例》

続柄 （役職）	氏 名	生 年 月 日	収入・報酬（月額） （専従者給与を含む）	職業・所有財産等
本人	徳島 三郎	昭和 39年 2月 3日	400,000円	会社員
妻	徳島 花子	昭和 42年 4月 6日	50,000円	パート
子	徳島 四郎	平成 13年 5月 9日	0円	学生
子	徳島 莖子	平成 15年 2月 11日	0円	学生

## 7 「7 分割納付年月日及び分割納付金額」

(ア) 「納付年月日」欄

猶予期間中の各月の納付年月日を記載します。

(イ) 「①納付可能基準額」欄

「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「③納付可能基準額（①－②）」欄に記載した金額を転記します。

(ウ) 「②季節変動等に伴う増減額」欄

「2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況」欄のほか、例年の収支状況をもとに、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄で算出した「③納付可能基準額（①－②）」欄と比較し、季節変動等に伴う増減額を記載します。

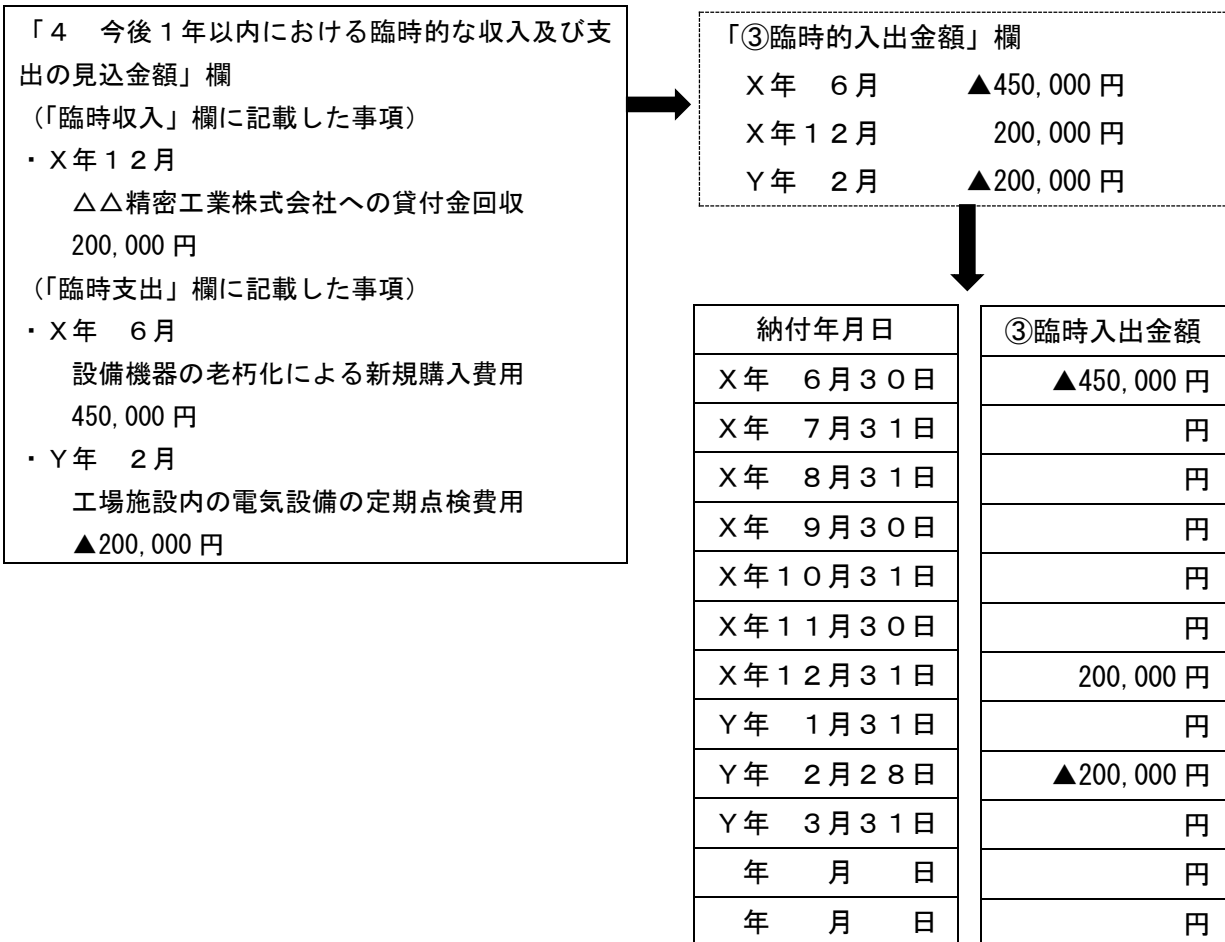
なお減額する場合には、金額の前に「▲」を記載します。

(エ) 「③臨時的入出金額」欄

「4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄をもとに、納付年月における臨時的入出金額の合計を記載します。

なお減額する場合には、金額の前に「▲」を記載します。

### 《事例の場合》



(オ) 「④国税等（積立及び納付額）欄

「5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる地方税、国税等」欄に記載した国税等を納付するために積み立てを行う金額を記載します。

また、その積立てを取り崩して納付に充てる場合は、その納付額（金額の前に「▲」を付けます。）を記載します。

(カ) 「⑤分割納付金額（①+②+③-④）欄

月ごとに「①納付可能基準額」欄の金額に「②季節変動等に伴う増減額」欄の金額及び「③臨時的入出金額」欄の金額を加算し、「④国税等（積立額及び納付額）」欄の金額を減算した金額を記載します。

なお、最終の納付年月日の「⑥分割納付金額（①+②+③-④）欄には「〇〇〇円（本税の残額）+延滞金」と記載します。